

大阪府監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

大阪府監査委員 磯部 洋
 同 赤木 明夫
 同 清水 涼子
 同 和田 秋夫
 同 藤原 敏司

委員意見に対する措置

（不祥事再発防止のための対応について）

監査対象機関名	大阪府警察本部（刑事部刑事総務課、総務部装備課）	
監査実施年月日	平成24年5月28日から同年7月23日まで及び同年8月8日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府警察においては、証拠品の紛失や隠蔽、支給された被服を転売するといった不祥事が発生している。このような不祥事は、府民の警察に対する信頼を低下させるものであり、重大な問題である。</p> <p>府民の信頼を確保するため、次の再発防止に向けた取組を行い、その状況の広報に努められたい。</p> <p>1 証拠品の管理方法については、大阪府警察証拠物件管理要綱で定められているが、詳しいマニュアルがない。証拠品をより一層適切に管理していくための平易かつ詳細なマニュアルを作成し、担当者への周知を図られたい。</p> <p>また、証拠品の確実な保管・点検を実施していくため、バーコード等を利用したシステム化に向けた取組を行われたい。</p> <p>さらに、証拠品の増加やその管理の複雑化に対応し、厳正な管理を行っていくため、証拠品取扱者とは別の管理担当者が管理する体制の構築を検討されたい。</p>	<p>1 証拠品の管理について （再発防止に向けた取組及び広報について） 措置報告済み。 （平易かつ詳細なマニュアル作成について）</p> <p>○ 平成26年3月1日、従来の関係通達を全て廃止するとともに、証拠物件の押収から払出しまでを一元的に管理する「証拠物件の取扱い及び保管管理要領」を新たに制定し、証拠物件の適正な取扱い及び保管管理に努めていくこととした。</p> <p>○ 平易かつ詳細な資料として、「証拠物件の取扱い及び保管管理要領に関する質疑応答集（全92問）」を作成し、全所属に配布した。</p> <p>○ 上記要領の制定日に運用を開始した「証拠物件管理システム」の具体的な運用マニュアルとして、「証拠物件管理システム簡易マニュアル」を作成するとともに、誰もが閲覧できるよう、当該システムに掲示し、関係職員全員に周知した。</p>

2 被服の管理については、抽出により個々の警察官が実際に保有している被服を確認するなど、牽制効果の働く効果的な点検を検討・実施されたい。

○ 証拠物件の押収から送致、還付等の措置に至るまでの流れを判りやすくまとめた、「取扱要領（チャート）」を作成するとともに、上記マニュアルと併せて、当該システムに掲示し、関係職員全員に周知した。

（QRコードを利用したシステム化について）

○ 証拠物件を適正に管理するため、全ての証拠物件に「QRコード（二次元型バーコード）」を貼付し、保管管理に必要な事項の登録や出納管理が行える「証拠物件管理システム」を新たに構築し、平成26年3月1日から、運用を開始した。

（証拠品取扱者とは別の管理担当者が管理する体制の構築について）

○ 平成26年3月1日から、全警察署の証拠物件保管責任者を、「事件担当課長」から事件を担当しない「総務課長」へ変更するとともに、「総務課」において証拠物件を一元管理することとした。

また、平成26年4月1日、92人を増員して全警察署の総務課に「証拠品係」を新設し、大阪府警の証拠品管理体制の強化を図った。

2 被服の管理について

（例規改正の実施について）

措置報告済み。

（自己申告の実施について）

○ これまで、警察官個人に任せていた被服等の支給品の管理について、平素から保管管理の重要性を認識させるとともに適正な管理を徹底させるため、毎年一回、保有数を自己申告させることとし、平成25年6月全警察官を対象に実施した。

（支給品の現物確認について）

○ 自己申告に基づき、それぞれの着用期間ごとに、被服等の支給品の現物確認を毎年一回実施することとし、平成25年8月に夏服類、同年11月に合服類、平成26年1月に冬服類について実施した。

具体的には、所属職員の約一割を抽出し、指定した品目につい

	て直近の上司が確認するという方法により、牽制効果が働く効果的な点検とした。
--	---------------------------------------